

身体障害者更生援護施設長 様  
知的障害者援護施設長 様  
精神障害者社会復帰施設長 様  
児童福祉施設長 様  
障害福祉サービス事業者 様

新潟県福祉保健部長

### 施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について(通知)

施設入所児・者等の事故防止については、従来から障害福祉関係施設長会議等の機会を通じ対策を講じるよう要請しており、貴職からも御配慮をいただいているところですが、未だ事故が後を絶たない状況にあります。

施設入所児・者等の安全と安心の確保は福祉サービスの基本であることから、あらためて入所児・者等に対する支援の状況を検証するとともに、事故防止マニュアルの作成や職員研修の実施等による体制作り、施設等におけるリスク管理の徹底等事故防止に万全を期すよう通知します。

また、事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに職員間で改善策の検討を十分に行い、ヒヤリハット事例と合わせて事故防止マニュアルの見直しに活かすなど再発防止に向けた取り組みの徹底を図るようお願いします。

なお、事故等が発生した場合は、下記により報告願います。

#### 記

#### 1 報告対象施設・事業者

- (1) 身体障害者更生援護施設(更生施設、療護施設、授産施設(小規模通所授産含む。))
- (2) 知的障害者援護施設(更生施設、授産施設(小規模通所授産含む。)、通勤寮)
- (3) 精神障害者社会復帰施設(生活訓練施設、授産施設(小規模通所授産含む。))
- (4) 児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童自立支援施設)
- (5) 指定障害福祉サービス事業者

#### 2 報告対象事故等

入所児・者等へのサービスの提供により発生した事故・事件等について報告する。

- (1) 入所児・者等の負傷等(誤飲・誤薬、治療に相当期間を要する負傷等)
- (2) 病死以外の死亡(職場実習中、外泊中の死亡を含む。)

\*ただし、児童福祉施設における死亡については、原因に関わらず、すべて報告すること。

- (3) 無断外出(警察・消防等他の機関が関わったもの、数日にわたるもの等)

(4) 感染症・食中毒 (平成 17 年 3 月 10 日福第 1866 号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」、平成 17 年 12 月 16 日福第 1435 号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について」による)

(5) その他管理運営上報告すべき事故・事件

3 報告の方法等

(1) 報告様式

- ・ 2 の (1)、(2)、(3) 及び (5) …参考様式 1
- ・ 2 の (4) ……………参考様式 2

ただし、児童福祉施設における死亡については、新潟県児童福祉法施行細則 (平成 18 年規則第 37 号) 第 12 条の規定により届け出ること (第 15 号様式)。

(2) 報告の方法

ア 施設 (県立施設を除く) 等における事故等 (感染症・食中毒を除く)

1 の (1)、(2)、(3)、(4) (母子生活支援施設に限る。) 及び (5) において事故等が発生した場合は、地域振興局を経由の上本職あて報告する。

1 の (4) (母子生活支援施設を除く。) において事故等が発生した場合は、児童相談所へ報告し、児童相談所は本庁所管課へ報告書の写しを送付する。

イ 施設 (県立施設を除く) 等における感染症・食中毒

平成 17 年 3 月 10 日付け福第 1866 号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (通知)」及び平成 17 年 12 月 16 日付け福第 1435 号「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について (通知)」により、施設等は、地域振興局に報告し、地域振興局は、本庁所管課等へ報告する。

なお、新潟市所在の施設等にあつては、新潟市保健衛生担当部局へ報告すること。

ウ 県立施設における事故等

県立施設において事故等が発生した場合は、新潟県知的障害者援護施設管理規則 (昭和 59 年規則第 9 号) 等各施設管理規則に基づき知事へ報告することとなっているが、報告の方法等については本通知に基づき行うこと。

4 その他の留意事項

障害者施設等における事故発生時の対応については、障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号)、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 及び知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) の基準省令に基づき、市町村及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされていることに御留意願いたい。

障害福祉課育成係	電話：025-280-5228
	FAX：025-283-2062
健康対策課精神保健福祉係	電話：025-280-5201
	FAX：025-285-8757
児童家庭課家庭福祉係	電話：025-280-5926
	FAX：025-281-3641

障 第 4 0 8 号

平成22年6月18日

障害福祉サービス事業者 様  
障害者支援施設長 様  
身体障害者更生援護施設長 様  
知的障害者援護施設長 様  
精神障害者社会復帰施設長 様  
児童福祉施設長 様

新潟県福祉保健部長

### 施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）

標記については、平成18年8月28日付け障第515号「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について（通知）」により報告いただいているところですが、下記のとおり報告様式の改正等を行いますので、今後はこれにより報告願います。

なお、下記の改正等以外の事項については従前どおりであることを申し添えます。

#### 記

#### 1 改正の目的

従前の様式は記載項目が抽象的で報告内容にばらつきがあったため、具体的な記載項目を設け、報告すべき事項の統一を図ることとする。

#### 2 「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について」（平成18年8月28日付け障第515号通知）の改正内容等

##### (1) 「2 報告対象事故等」について

「(1) 入所児・者等の負傷等」にある「相当期間」とは「1週間以上の期間」とする。

ただし、「初回通院時に縫合し、1週間後に抜糸のみ」といった場合は報告の対象としない。

##### (2) 「3 報告の方法等」について

① 報告様式のうち参考様式1を別紙のとおり改正する。

② 入所児の死亡については原因に関わらず、すべて報告することとしているが、措置により児童福祉施設に入所している場合は、従前のとおり新潟県児童福祉法施行細則（平成18年規則第37号）第12条の規定に基づき、第15号様式により届け出るものとし、契約により児童福祉施設に入所している場合は参考様式1により報告するものとする。

### 3 その他

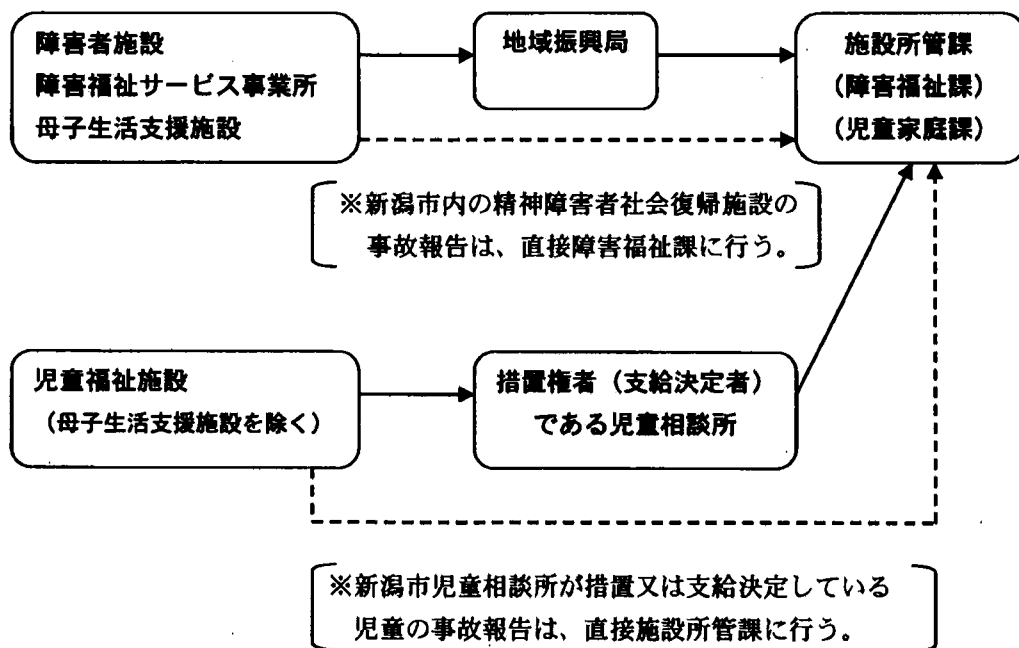
事故等の報告の流れについては下記フロー図のとおりとするが、以下の点に留意すること。

- (1) 障害者施設等において、入所者・児の死亡（入所者については病死を除く。）や生死に関わる重大な事故等が発生した場合には、できるだけ速やかに新潟県障害福祉課に第一報を行うものとする。

なお、第一報の報告は電話、FAX、Eメール等によることとし、様式等は問わない。

- (2) 児童福祉施設に入所している児童のうち、新潟市児童相談所の措置又は支給決定により入所している児童の事故等については、県の施設所管課へ直接報告するものとする。

#### 【施設等（県立施設を除く）における事故等（感染症・食中毒を除く）の報告】



#### 新潟県福祉保健部障害福祉課

自立支援係 025-280-5918 (直通)

在宅支援係 025-280-5228 (直通)

精神保健係 025-280-5201 (直通)

025-283-2062 (FAX)

#### 新潟県福祉保健部児童家庭課

家庭福祉係 025-280-5926 (直通)

025-281-3641 (FAX)



